

令和元年11月15日

航空局首都圏空港課

## 羽田空港の機能強化に関する住民説明会において ご説明する内容をお知らせします

本年11月18日より各地で開催する第6フェーズの住民説明会においては、別添資料に基づき羽田空港の機能強化についてご説明いたします。

- 本年10月29日にお知らせした第6フェーズの住民説明会においては、別添資料に基づき、新飛行経路の運用開始及び国際線増便に向けたスケジュールや、騒音・落下物に係る取組等についてご説明いたします。
  - 住民説明会においては、新たに以下の①～③の項目をご説明いたします。また、新飛行経路における飛行高度や音の聞こえ方等、皆さまからご要望いただいた事項についてもより詳細にご説明することとしております。
- ①「実機飛行による確認」の実施内容について（別添P14）  
2020年1月30日から3月11日の期間内に、北風・南風それぞれ7日間程度、実際の航空機による新飛行経路についての確認を行います。実機飛行確認においては、管制官が新飛行経路の運用の手順等を確認するほか、新たに設置した騒音測定局の機器の調整を行うこととしております。
- ②飛行経路の不動産価格への影響に関する調査の結果について（別添P28）  
飛行経路と不動産価格の関係について、離着陸回数の多い3空港（成田、伊丹、福岡）を対象に調査・分析を行ったところ、飛行経路と不動産価格の下落につながることを示す因果関係を見出すことはできませんでした。
- ③羽田空港到着機と小型機等との空域の分離について（別添P13）  
南風時の新飛行経路の運用にあたり、航空機が安全に飛行できるよう、羽田空港到着機と小型航空機、回転翼機の飛行する空域を分離します。

<お問い合わせ>

国土交通省航空局首都圏空港課 東京国際空港企画室 須山（内線：49326）

電話：03-5253-8111（代表）03-5253-8716（直通）FAX：03-5253-1658